

令和5年第3回伊根町農業委員会議事録

令和5年6月29日(木曜日)開催

伊 根 町 農 業 委 員 会

令和5年 第3回 伊根町農業委員会 議事録						
招集年月日	令和5年6月29日(木)					
閉会の日時	開会	午後2時00分				
	閉会	午後2時30分				
議 長	小原 澄晴 会長					
招集場所	伊根町ほっと館 多目的室					
委員定数	農業委員					10名
	農地利用最適化推進委員					3名
出席委員数	農業委員					10名
	農地利用最適化推進委員					3名
農業委員の出席・欠席	議席	氏 名	出・欠	議席	氏 名	出・欠
	1	大西一彰	出	7	村井 英敏	出
	2	小原澄晴	出	8	一井 京一	出
	3	小西俊朗	出	9	上山 徳和	出
	4	岡田博美	出	10	山口 忠司	出
	6	竹原勇次郎	出	11	井上 一明	出
農地利用最適化推進委員の出席・欠席	地域	氏 名	出欠	地域	氏 名	出欠
	1	大谷 功	出	3	櫻尾 夏男	出
	2	藤原 正人	出			
議 事 録 署名委員	小原 澄晴 (会長)					
	上山 徳和			山口 忠司		
会議の説明に出席した者	事務局長 橋本 利将 事務局書記 濱野 文子					
議事の経過概要及び結果	別紙のとおり					
特記事項						

議 事 の 審 議 結 果

第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
承認

第6号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
承認

令和5年第3回伊根町農業委員会議事経過概要

発言者	発言内容
小原会長	定刻になりましたので、令和5年第3回の農業委員会総会を開催させていただきたいと思いを。
議長	<p>本日の農業委員の出席者は10名中、10名の出席であります。また農地利用最適化推進委員の出席は3名中、3名の出席であります。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数の出席があり、定足数に達していますので、会議規則第7条第1項により本日の総会が成立していることを申し上げ、総会を開始いたします。</p>
議長	<p>急に暑くなり、天気で体調管理が難しく感じます。今日の総会最後となられる方もおられると思いますが任期までどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>報告事項といたしまして本日総会を開く前に、最適化推進委員の選考会を開催しました。選考結果といたしましては候補者全員を適格とされましたこと報告させていただきます。</p> <p>それでは、総会に移らせていただきます。</p>
議長	<p>会議規則第19条第2項に基づき、本日の署名委員については、私、議長の他に2名の指名をさせていただきます。</p> <p>9番 上山委員と10番 山口委員にお願いしたいと思います。</p>
議長	それでは議事に入りたいと思いを。
議長	<p>第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」です。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(内容説明)</p> <p>申請された農地の所在は、大原高山1715番1、大原家ノキワ878番5になります。</p> <p>譲渡人は被相続人 Aさん、予定相続人 Bさん。譲受人はCさんです。</p> <p>譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため、希望者に所有者移転を行う。</p> <p>譲受人の事由は、週末は大原にて田んぼを借りて農業をしており、更に農地を取得して生産を拡大したい為。</p> <p>譲受人の経営内容は、自作地695㎡。</p> <p>世帯員は1人、農業従事は1人となっています。申請箇所878番5については地目が田ということで3条申請を出されています。現地確認を行っていただきました小原会長、大谷推進</p>

	委員から今後農地として耕作することは難しいという見解をいただいています。みなさんの見解をお願いいたします。 (資料により該当農地の位置等を説明)
議 長	ご質問やご意見はありませんか。
事務局	ご本人から、伊根町には週一回程度来ており、草刈りや、水稻の管理をしていると聞いている。また、他府県でも耕作をしていることを伺っている。
D推進委員	今年度から、水稻を栽培している。住まいは兵庫県で家族もいる。大原までは2時間くらい。アウトドアの関係の仕事をしている。大原では、有機栽培をして収穫の体験をしたり、キャンプなどもできるようにしたいと考えている。大原にも頻繁に来て、草刈りや水稻の管理をしている。
橋本事務局長	縁もゆかりもない伊根町に「なぜ」という思いもありますが、今聞いていただいたように、伊根町だけではなく他府県でも農地を借りたりしながら耕作をされているということです。情報も含めみなさんの適正なご審議をお願いいたします。
E委員	地目としても現況は、畑となっていますが、写真を見る限り農地性がないと思われますので、非農地判断をして、地目変更をすることがよいと思います。
議 長	みなさんからの情報や、事務局から説明がありましたとおり、農地として耕作することは難しいと考えます。よって878番5につきましては、却下とし、非農地判断を行い、来月の総会の議案とすることとしてよろしいか。
委 員	(全員挙手)
議 長	全員挙手ということで、878番5につきましては却下とし、来月の議案とすることにいたします。
議 長	つづいて、第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」です。 事務局の説明を求めます。
事務局	(内容説明) 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてです。 申請された農地の所在は、大原小字家ノ下864番になります。 譲渡人はFさん、譲受人はGさんです。 譲渡人の譲渡事由は、農業を行わないため希望者に所有者移転を行う。 譲受人の事由は、週末は大原にて田んぼを借りて農業をしており、更に農地を取得して生産を拡大したい為。 譲受人の経営内容は、自作地695㎡。 世帯員は1人、農業従事は1人となっています。

	(資料により該当農地の位置等を説明)
議長	ご質問やご意見はありませんか。
議長	ご質問、ご意見が特に無い様ですので、採決に入ります。 第5号議案「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」承認に賛成の方は挙手願います。
委員	(全員挙手)
議長	全員挙手ということで、承認することにいたします。
議長	審議案件は以上でございますので、令和5年第3回の農業委員会総会を閉会いたします。